

# 西伊豆町耐震改修促進計画

(第3期・令和3年度～令和7年度)



令和3年4月

西伊豆町

# 目 次

## はじめに

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要・・・・・・ 3
- 3 想定される地震の規模と被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第 1 章 計画の概要

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第 2 章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第 3 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

- 1 耐震化を図る対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 耐震化の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第 4 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 地震時の総合的な安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 地震時における道路の通行の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第 5 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 ハザードマップの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 相談体制の整備・情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 パンフレット等の作成とその活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 自主防災組織・地域福祉との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 6 所有者の状況を踏まえた啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 7 建築関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 第 6 章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 相談体制の整備・情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

## 資料編

1	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等の制度概要・・・	21
2	木造住宅の耐震改修事業の補助要件の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・	23

# 西伊豆町耐震改修促進計画

はじめに

## 1. 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、この教訓を踏まえ、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定され、全国的に建築物の耐震化の取組が進められてきた。

その後、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、大地震が頻発したことから、国は中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」を平成17年11月に改正し、平成18年1月から施行した。

この法改正において、国による基本方針の作成、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が位置付けられるとともに、国民の建築物の地震に対する安全性確保等についての努力義務が明文化された。本町においても、平成19年3月に「西伊豆町耐震改修促進計画（第1期計画）」を策定し、町内の住宅及び建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%とすることを目標に掲げるとともに、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策等を定めた。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

これを受け、建築物の地震対策の見直しが緊急の課題とされ、平成25年2月に取りまとめられた社会資本整備審議会の第一次答申「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」を踏まえ、「耐震改修促進法」が平成25年5月に改正、同年11月に施行された。

この法改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについて、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

本町では、平成27年度末に「西伊豆町耐震改修促進計画（第1期計画）」が終了したことから、平成28年4月には「西伊豆町耐震改修促進計画（第2期計画）」を策定し、町内の住宅及び建築物の耐震化率を令和2年度末までに95%とすることを目標に掲げるとともに、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策等を一部見直した。

その後も、平成28年4月に熊本地震、平成30年6月に大阪府北部地震、同年9月には北海道胆振東部地震と、全国各地で大規模な地震が発生しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況である。

東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されているなか、住宅や建築物の耐震化など地震対策の緊急性は一層高まっている。

本町では、平成13年度からプロジェクト「<sup>トウカイゼロ</sup>TOUKAI-0」により木造住宅の耐震化に対し重点的に支援している。第2期計画までの各種施策の取り組みにより、着実に耐震化が進んでいるも

の、住宅及び特定建築物ともに目標を下回っている状況であり、一人でも多くの町民の命を守るため、耐震化の促進が急務となっている。

今般、第2期計画が令和2年度末で満了することから、耐震化の現状や課題等を踏まえ、令和3年度からの運用に向けて、新たに5ヵ年を計画期間とする「西伊豆町耐震改修促進計画（第3期計画）」を策定し、一人でも多くの町民の命が守られるよう努めるものとする。

## 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要

平成7年1月17日 阪神・淡路大震災

### 耐震改修促進法の制定（平成7年10月）

概要	<p><b>建築物に対する指導等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物所有者に対する耐震診断及び改修の努力義務（特定建築物）</li> <li>○所管行政庁による指導・助言及び指示（特定建築物）</li> </ul>
	<p><b>耐震化の円滑な促進のための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修計画の認定（既存不適格建築物の耐震改修に係る建築基準法の緩和）</li> </ul>

平成16年10月23日 新潟県中越地震  
平成17年3月20日 福岡県西方沖地震

### 耐震改修促進法の改正（平成17年11月）

改正概要	<p><b>計画的な耐震化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国が耐震化に係る基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成</li> </ul>
	<p><b>建築物に対する指導等の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所管行政庁による指導・助言等の対象拡充（道路を閉塞させるおそれのある建築物）</li> <li>○所管行政庁による指示等の対象拡充（学校、老人ホーム等）</li> <li>○所管行政庁の指示に従わない特定建築物の公表</li> </ul>
	<p><b>耐震化の円滑な促進のための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修計画の認定対象を拡充（一定の改築を伴う耐震改修工事等）</li> <li>○耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等</li> </ul>

平成23年3月11日 東日本大震災

### 耐震改修促進法の改正（平成25年5月）

改正概要	<p><b>耐震化促進のための規制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断の義務付け・結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>【要緊急安全確認大規模建築物】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難弱者が利用する大規模建築物</li> <li>・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの</li> </ul> </li> <li>【要安全確認計画記載建築物】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物</li> <li>・都道府県が指定する防災拠点建築物</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>耐震化の円滑な促進のための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修計画の認定基準の緩和、容積率・建ぺい率の特例</li> <li>○区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定</li> <li>○耐震性に係る表示制度の創設等</li> </ul>

平成30年6月18日 大阪府北部地震

### 耐震改修促進法の改正（平成31年1月）

改正概要	<p><b>耐震化促進のための規制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断の義務付け・結果の公表（拡大） <ul style="list-style-type: none"> <li>【要安全確認計画記載建築物】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に附属する組積造の</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
------	--

### 3. 想定される地震の規模と被害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として平成25年に策定した「静岡県第4次地震被害想定」では、想定されるレベル1とレベル2の二つのレベルの地震・津波による被害想定が取りまとめられている。

県では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、平成25年に「地震・津波対策アクションプログラム2013（AP2013）」を策定し、想定される犠牲者を令和4年度までに8割減少させることを目標に掲げており、本町においても同プログラムの目標達成に向け、全庁的に地震・津波対策に取り組んでいる。

表1-1 想定される地震の規模

区 分	内 容	
レベル1の地震・津波	県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7程度)	大正型関東地震 (マグニチュード8.2程度)
レベル2の地震・津波	内閣府(2012)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.0程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.5程度) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (マグニチュード8.7程度)

表1-2 第4次地震被害想定〔平成25年時点〕

①レベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）

被害建物	全壊・焼失棟数：約600棟（うち地震動・液状化：約110棟） *冬・夕方、地震予知なしの場合
被害人的	死者数：約2,200人（うち津波：約2,200人） *冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

②レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

被害建物	全壊・焼失棟数：約3,000棟（うち地震動・液状化：約260棟） *東側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合（国想定は基本ケース）
被害人的	死者数：約4,300人（うち津波：約4,300人） *陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

③相模トラフ沿いで発生する地震 レベル2の地震・津波（元禄型関東地震）

被害建物	全壊・焼失棟数：約50棟（うち地震動・液状化：約40棟） *冬・夕方の場合
被害人的	死者数：約-人（うち津波：約-人） *冬・深夜、早期避難率低の場合

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画の目的

地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの町民の命を守るため、町内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を効果的かつ効率的に促進することを目的とする。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づき、静岡県が定めた耐震改修促進計画を踏まえて作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の向上に関する啓発や措置等の事項を定め、町内の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置付ける。

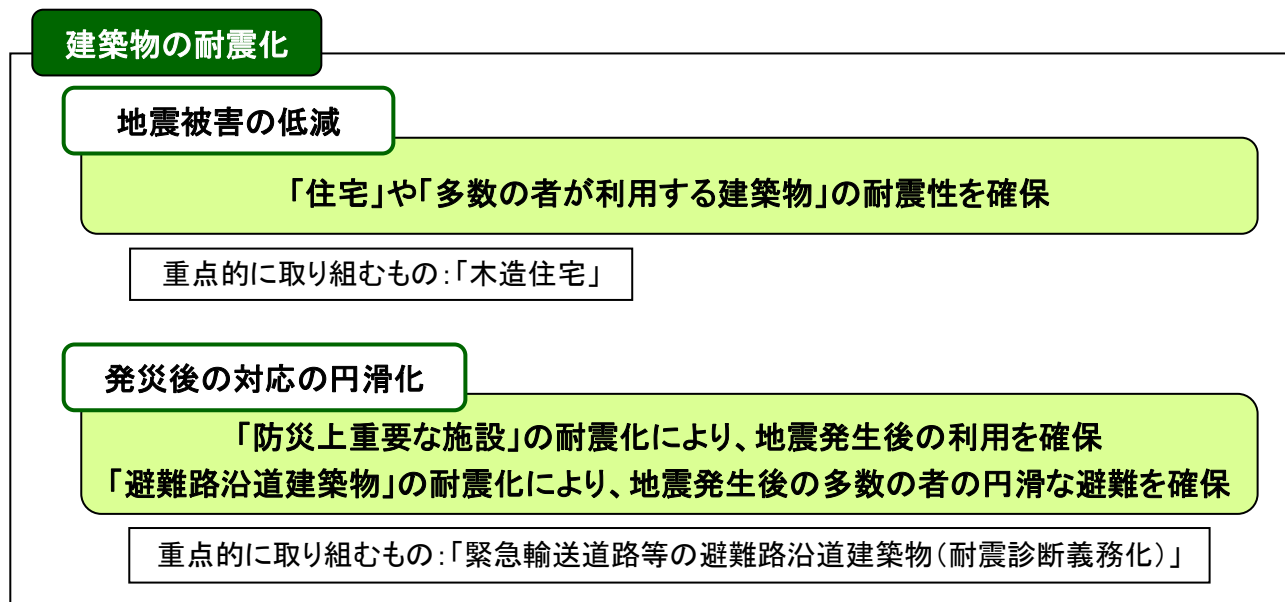
また、策定においては、「西伊豆町地域防災計画」等の関連する各種計画との整合を図るものとする。

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

## 第2章 基本方針

「建築物の耐震化」を総合的に取り込むことによって、地震による建築物の倒壊等の被害から「一人でも多くの町民の命を守る」ことを基本方針として定める。



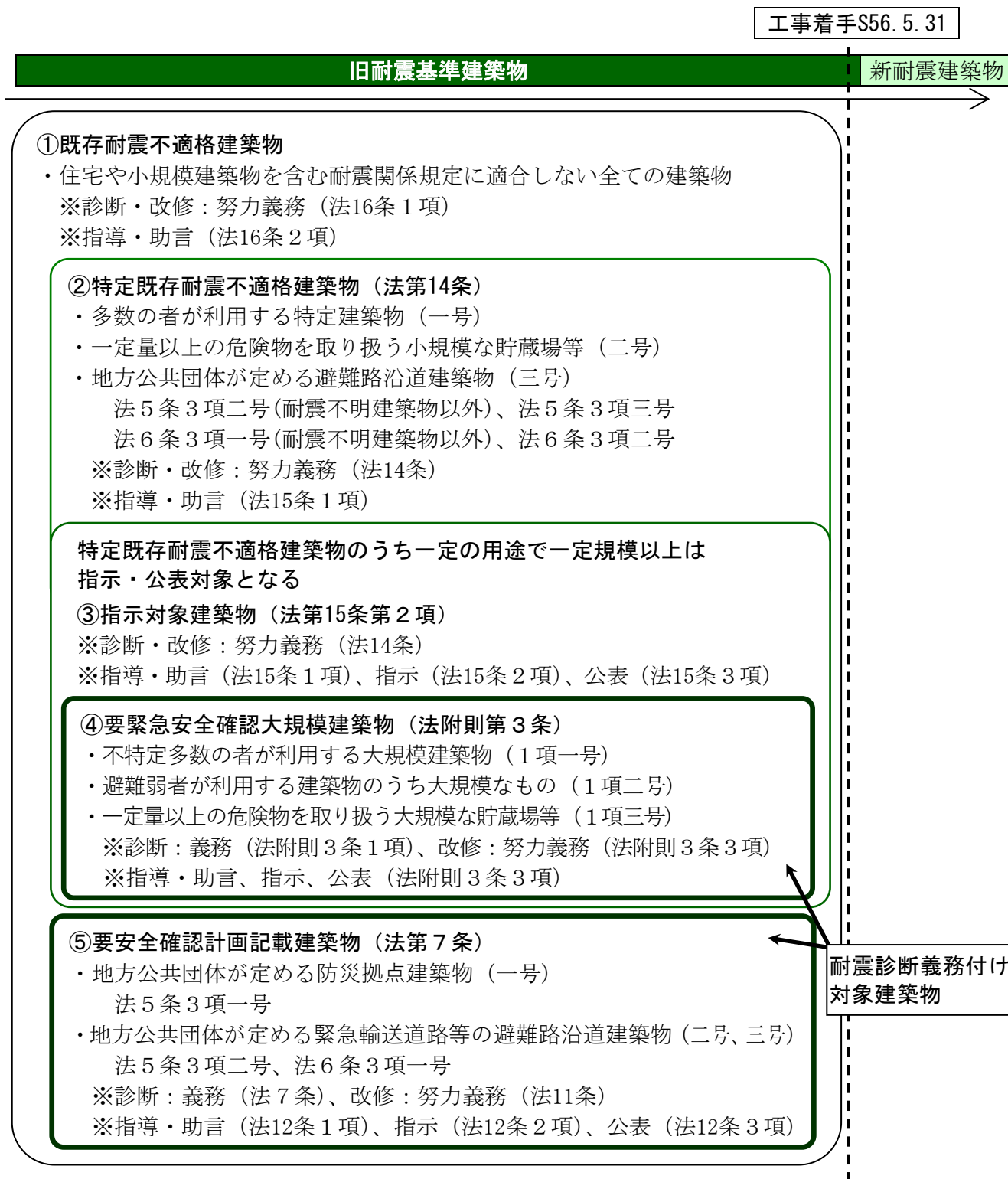


### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

#### 1. 耐震化を図る対象建築物

本計画で対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された図3-1に示す旧耐震基準建築物とする。

図3-1 耐震改修促進法における建築物の概念図



## 2. 耐震化の現状と課題

### (1) 住宅

「平成 27 年国勢調査」及び「平成 20 年住宅・土地統計調査（総務省調査）」などから推計すると本町の住宅の耐震化の状況は表 3-2 のとおり、居住世帯のある住宅約 3,673 戸のうち、耐震性がある住宅は 2,546 戸で耐震化率は 69.3%となり、第 2 期計画策定時（平成 26 年度末）の耐震化率 65.1%から 4.2%向上した。

耐震化は着実に進んでいるものの、資金面や高齢等の理由から耐震改修に取り組むことが難しい世帯が多く残っており、第 2 期計画の目標に対して進歩が遅れている。

住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、町民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果がある。また、地震後の避難生活は在宅避難が基本であり、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での 3 密対策も必要なことから、避難所への集中を抑制するためにも引き続き耐震化を促進する必要がある。

表 3-2

住宅の耐震化の現状と耐震化の目標（平成 27 年度国勢調査、平成 20 年住宅・土地統計調査等からの推計）

（単位：戸）

区分	昭和 56 年以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (令和元年度末) ⑤/④	【参考】 第 2 期計画の 耐震化率の目標 (令和 2 年度末)
		うち 耐震性有③				
木造	1,756	1,345	3,101	2,014	64.9	—
		258				
非木造	395	177	572	532	93.0	—
		137				
合計	2,151	1,522	3,673	2,546	69.3	95
		395				

表 3-3 プロジェクト「TOUKAI—0」事業の実績

（単位：件）

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
わが家の専門家診断事業 (住宅の耐震診断)	474	10	6	3	6	4	503
木造住宅耐震補強助成事業 (耐震改修)	14	1	0	2	2	2	21

## (2) 多数の者が利用する特定建築物

「令和元年度末の特定建築物の耐震化に係る実態調査（建築安全推進課調査）の結果によると、本庁の法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「特定建築物」という。）の耐震化の状況は、表3-4のとおり、全棟数19棟のうち、耐震性がある棟数は13棟で耐震化率（令和元年度末）は68.4%となり、第2期計画策定時の耐震化率（平成26年度末）68.4%から変化はなかった。

想定される巨大地震による被害を軽減させるためには、減災効果の大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要がある。

表3-4 特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和2年3月末現在）

区 分	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前 の建築物②	建築物数 ④ (①+ ②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (令和元年度末) ⑤/④	【参考】 第2期計画 耐震化率 の目標 (令和2年度末)
		うち 耐震性有③				
多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号)	11	8 2	19	13	68.4%	95%

※建築安全推進課調査（一部推計を含む）

表3-5 用途別の特定建築物の耐震化の現状（単位：棟、上段：公共、下段：民間）（令和2年3月末現在）

用 途		昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和元年度末) ④/③	【参考】 第2期計画 耐震化率 の目標 (令和2年度末)
災害時の 拠点とな る建築物	県庁、市役所、町役場、 警察署、消防署、幼稚 園、小・中学校、高校、 病院、診療所、老人ホ ーム、老人福祉センタ ー、体育館等	3	2	5	5	100%	100%
		1	2	3	3	100%	100%
		2	0	2	2	100%	100%
不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテ ル・旅館、映画館、遊 技場、美術館、博物館、 銀行等	7	5	12	7	58.3%	85%
		0	0	0	0	-	100%
		7	5	12	7	58.3%	85%
特定多数 の者が利 用する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に 限る)、寄宿舎、下宿、 事務所、工場等	1	1	2	1	50.0%	95%
		0	1	1	0	-	100%
		1	0	1	1	50.0%	94%
計		11	8	19	13	68.4%	95%
	公共	1	3	4	3	75.0%	100%
	民間	10	5	15	10	66.7%	93%

※建築安全推進課調査（一部推計を含む）

表 3-6 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実績（単位：件）

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
建築物等耐震診断事業 （建築物の耐震診断）	2	/	/	/	/	/	2
建築物補強計画策定事業 （補強計画）	0	2	0	0	0	0	2
建築物耐震化助成事業（耐震改修）	0	0	0	0	0	0	0

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

ア 要緊急安全確認大規模建築物

平成 25 年の法改正により、耐震診断および耐震結果の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物（以下、「大規模建築物」という。）については、全棟の耐震診断が完了しており、平成 29 年 1 月に耐震診断結果を公表している。

本庁の大規模建築物の耐震化率の状況は、表 3-7 のとおり、全棟数 2 棟のうち、耐震性がある棟数は、0 棟で、耐震化率は 0%となっている。

表 3-7 大規模建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和 2 年 3 月末現在）

区 分	当初公表時 （平成 29 年 1 月）		現状 （令和元年度末）	
	対象棟数	耐震化率	対象棟数	耐震化率
	うち 耐震性有		うち 耐震性有	
要緊急安全確認 大規模建築物 （法附則第 3 条第 1 号）	2	0%	2	0%
	0		0	

表 3-8 用途別の大規模建築物の耐震化の現状（単位：棟、上段：公共、下段：民間）（令和 2 年 3 月末現在）

用 途		当初公表時 （平成 29 年 1 月）			現状 （令和元年度末）		
		対象棟数	耐震性有	耐震化率	対象棟数	耐震性有	耐震化率
不特定多数の者が 利用する 建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、高校、老人福祉センター、病院、診療所、体育館等	2	2	0%	2	2	0%
		0	0	-	0	0	-
		2	2	0%	2	2	0%
避難弱者 が利用す る建築物	幼稚園、保育所、小・中学校、老人ホーム等	0	0	-	0	0	-
		0	0	-	0	0	-
		0	0	-	0	0	-
危険物の 貯蔵場・ 処理場	危険物の貯蔵場、処理場	0	0	-	0	0	-
		0	0	-	0	0	-
		0	0	-	0	0	-
計		2	2	0%	2	2	0%
	公共	0	0	-	0	0	-
	民間	2	2	0%	0	2	0%

## イ 要安全確認計画記載建築物

### (ア) 地方公共団体が指定する防災拠点建築物

町及び県の災害対策本部の運営において重要となる公共建築物は既に耐震診断が実施され耐震化も進んでおり、町及び県で耐震性の公表を行っているため、法に基づく指定を行っていない。

### (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

#### 【建築物】

地震時に通行を確保すべき道路として緊急輸送ルート等を指定した平成31年4月1日以降、増改築や地盤面の高さを確認しながら、耐震診断義務付け対象建築物の精査を進めている。耐震診断の結果の報告期限である令和3年度末までに所有者が報告できるよう、診断費用の補助や耐震診断の代理実施を行っている。

#### 【組積造の塀】

令和元年度の調査では、耐震診断の実施及び結果の報告の義務付け対象となる組積造の塀の存在は確認されていない。

## 3. 耐震化の目標

### (1) 目標設定の対象とする建築物

本計画では、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号、最終改正 平成30年12月21日）を踏まえ、表3-9に示す住宅・建築物について目標設定する。

表 3-9 本計画の対象建築物

対象建築物	目標設定	支援策
住宅	○	○
特定建築物	—	○
耐震診断義務付け対象建築物		
要緊急安全確認大規模建築物	○	○
要安全確認計画記載建築物		
防災拠点建築物	—	—
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	—	○

表 3-10 目標設定の対象建築物

対象建築物	目標設定	目標設定の考え方
住宅	○	国の基本方針を踏まえ、個別目標として数値目標を設定する。
特定建築物	○	第2期計画の目標(令和2年度末95%)に届いていないため、国の基本方針を踏まえ、個別目標として数値目標を設定する。
耐震診断義務付け対象建築物		
要緊急安全確認大規模建築物	—	対象棟数が2棟であることから、個別目標としては数値目標を設定しない。
要安全確認計画記載建築物		
防災拠点建築物	—	県及び町の災害対策本部など重要な公共建築物は既に耐震診断が実施され耐震化も進んでおり、法に基づく指定を行っていないため、目標を設定しない。
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	—	診断結果の報告期限(令和3年度末)以降に、耐震化の状況を踏まえ目標を設定する。

## (2) 基本目標

一人でも多くの町民の生命を守るため、国の基本方針及び静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震性が不十分な住宅、耐震性が不十分な特定建築物及び耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）のおおむね解消を目指す。

## (3) 個別目標

### ア 住宅

国の基本方針及び静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、具体的な数値目標として、現状の耐震化率（令和元年度末）69.3%に対し、令和7年度末の耐震化率95%を設定する。

### イ 特定建築物

国の基本方針を踏まえ、具体的な数値目標として、現状の耐震化率（令和元年度末）68.4%に対し、令和7年度末の耐震化率95%を設定する。

### ウ 要緊急安全確認大規模建築物

県は国の基本方針を踏まえ、具体的な数値目標として、令和7年度末の耐震化率を95%及び耐震化実施棟数16棟を設定している。町内の対象棟数は2棟であることから、個別目標としては数値目標を設定しないが、本計画期間中に補助制度を整備し、耐震化を誘導する。

## 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

#### (1) 基本的な取組方針

所有者、県、町、自主防災組織、建築技術者、建築関係団体が、それぞれの役割分担のもと、相互に連携を図りながら取り組むことによって、住宅・建築物の耐震改修を促進するものとする。

#### ア 住宅

避難生活の基本である在宅避難を促進するためにも、耐震改修の必要性を周知するとともに、「地震による倒壊から命を守る」ための最低限の耐震性能を確保するという目的に加え、「地震後に住み慣れた自宅での生活を継続する」ということを目的とした、従来より高い耐震性能を確保する耐震改修も促進する。

#### イ 特定建築物（大規模建築物を含む）

個別訪問等により耐震改修の必要性を丁寧に説明するとともに、特に大規模建築物については、通常の建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。

#### ウ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

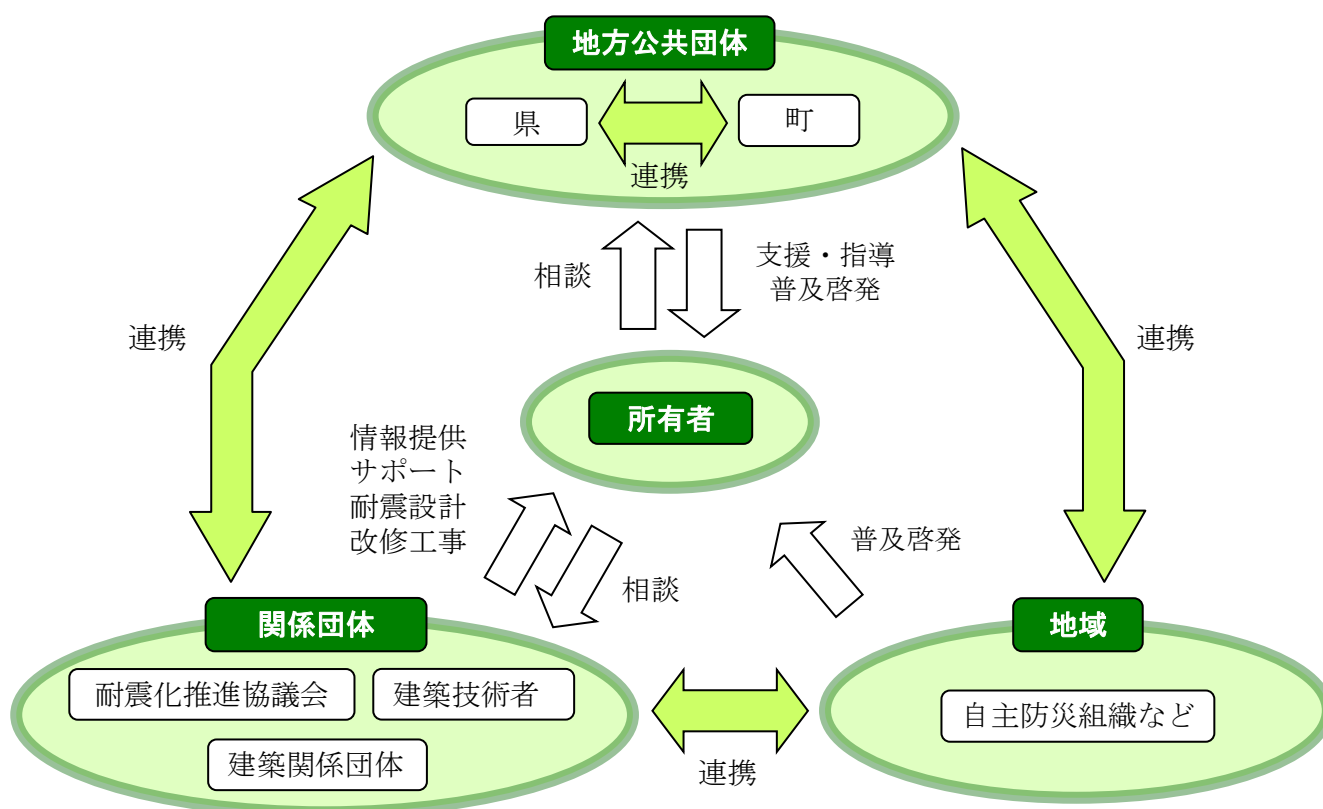
報告期限である令和4年3月末までに、対象となる建築物の耐震診断を確実に完了させるため、道路機能を確保することの重要性を所有者に丁寧に説明するとともに、所有者に代わって県が耐震診断を実施する制度の利用を所有者へ働きかけていく。

耐震診断の結果、耐震性が不足する場合は、通常の建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。

## (2) 各実施主体の役割分担

実施主体	役割分担の考え方
所有者	耐震化が自らの生命や財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐなど隣接する地域の防災上においても大変重要であることを認識し、自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。
地方公共団体	所有者の取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくものとする。
町	所有者に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた普及啓発や所有者が耐震化しやすい環境の整備、負担軽減のための施策を主体的に実施するものとする。
県	町が実施する取組を積極的に支援するとともに、広域的・総合的な普及啓発や所有者が耐震化しやすい環境の整備、技術者の育成等の施策を実施するものとする。
自主防災組織	「自らの地域は皆で守る」という認識の下、地域内の住民への防災知識の普及啓発等を実施するなど、住宅の耐震化が促進されるよう積極的に取り組むものとする。
建築技術者	耐震診断・改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者の取組に対して専門家として適切なアドバイスを行うとともに、耐震診断及び耐震改修の業務を適切に行い、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の提供に努めるものとする。
建築関係団体	所有者への耐震化の働きかけ、情報提供や相談対応など、組織力を活用した耐震化の需要拡大に努めるほか、建築技術者の技術力向上等に関する支援など、耐震化の促進を技術的な側面からサポートするものとする。

### ■ 役割分担、連携のイメージ





## 2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について周知啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

### (1) プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、町は県とともにプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により耐震診断及び耐震改修に対して助成している。

住宅については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での3密対策や次なる感染症へ備えるため、地震後に住み慣れた自宅で避難生活を送れるよう、従来より高い耐震性を確保する耐震改修に対して支援を行う。

なお、旧耐震基準で建てられた住宅は築40年以上経過していることから、耐震改修だけではなく、将来的な空き家の発生の抑制にもつながる建替えや除却（住み替え）もあわせて促進していく。

また、耐震診断が義務付けられた建築物（大規模建築物及び緊急輸送道路等の避難路沿道建築物）については、早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められていることから、重点的に支援を行う。

### (2) 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。

#### ア 住宅

住宅の耐震化を促進するための耐震改修促進税制は表4-1のとおりである。

表4-1 住宅の耐震改修促進税制（令和3年4月時点）

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の10% 最大25万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1戸当たり120㎡相当分まで)
特例期間	令和3年12月31日までに耐震補強が完了	令和4年3月31日までに耐震補強が完了

#### イ 大規模建築物

耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までに耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置（2年間1/2）が適用される。（令和3年4月時点）

### (3) 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成 18 年度に協定を締結し、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けている。

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる。

### (4) 防災・減災強化資金（中小企業のホテル・旅館の耐震化に係る制度融資）

県は、県内の中小企業経営者が金融機関から融資を受けて耐震診断及び耐震改修を実施する際に、金融機関の融資利率に対し利子補給を行うなどの優遇を受けられる制度融資（「防災・減災強化資金」経済産業部所管）を行っている。

特に、ホテル・旅館（延べ床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上、かつ階数が 3 以上のものに限る。）に対しては、災害時に当該施設への避難者の収容や災害支援作業の宿泊に関する協定を締結した場合、融資利率等を更に優遇する制度を設けている。

## 3. 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

耐震診断及び耐震改修が適切に行われるためには、建築技術者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが必要である。

県は、建築技術者の技術力向上を図るため、建築関係団体や静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター等と連携して、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介等を行っている。

特に木造住宅については、安心して耐震改修が行われるよう、耐震診断の実施及び耐震改修に係る相談等に対応する専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。

静岡県耐震診断補強相談士は、「わが家の専門家診断」を受診した県民に対して、耐震診断の結果の報告の際に、安心して耐震補強工事が行われるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度や今後の手続き等について、分かりやすく丁寧な説明を行う。

## 4. 地震時の総合的な安全対策

### (1) 住宅における安全な空間の確保

#### ア 命を守る対策

地震による被害をできる限り軽減するためには、住宅全体の耐震化が重要であるが、人命を守ることを最優先に考えると、最低限、滞在時間の長い居間や寝室などの居住スペースにおいて地震の揺れに対して安全な空間を確保することも有効な手段である。

#### イ 家具等の転倒防止対策

建物が倒壊しなくても、家具等が固定されていないと、地震による転倒により怪我をしたり、避難の妨げにもなることから、戸別訪問等により耐震化とあわせて家具等の転倒防止や配置の工夫等を周知するほか、ホームページ等により幅広く情報提供していく。

## (2) ブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、ブロック塀等の所有者に安全点検の実施を促すとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、補助制度を活用して撤去、改善するよう働きかけていく。

なお、ブロック塀の撤去、改善に関する補助事業は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至るすべての道路沿いにある、地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を対象とする。

## (3) エレベーターの閉じ込め防止対策

度重なるエレベーター事故の発生や過去の地震による被害等を踏まえ、平成 20 年 9 月に建築基準法が改正され、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策として、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置が義務付けられている。

また、東日本大震災における釣合おもりの脱落やレールの変形等の被害を踏まえ、平成 25 年 9 月に釣合おもりの脱落防止措置やかご・主要な支持部分の技術基準が改正されている。

なお、防災対策改修の実施に当たり、国の交付金の活用を可能とするため、社会資本整備総合交付金交付要綱の規定に基づき、既設エレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要がある区域として、県は静岡県全域を指定し、防災対策改修の実施に当たり、国の交付金の活用を可能としている。

## 5. 地震時における道路の通行の確保

防災上特に重要な道路について、沿道建築物が地震によって倒壊した際に、自衛隊や消防、警察などの広域応援部隊の緊急車両の通行を確保するとともに、原子力災害による相当多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するため、法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、沿道建築物の所有者に耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路を、平成 31 年 4 月 1 日に表 4-2 のとおり定めた。

また、政令第 4 条第 1 号に規定する建築物の耐震診断の結果の報告期限は、令和 4 年 3 月 31 日と定めた。

なお、第 2 号に規定する組積造の塀については、対象となる塀がないため、報告期限を定めない。

表 4-2 耐震診断義務付け対象道路

計 画	法第 5 条第 3 項第 2 号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路
県の広域受援計画	緊急輸送ルート（東名・新東名のそれぞれの IC から県・市町災害対策本部（40 拠点）、災害拠点病院（22 拠点）、航空搬送拠点（3 拠点）を結ぶルート（計 65 拠点）
県の浜岡地域原子力災害広域避難計画	PAZ・UPZ 内の避難経路

## 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、建築物の地震に対する安全性の向上に関する情報を町民にわかりやすく伝えるとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

### 1. ハザードマップの活用

県では、「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報については、「ハザードマップ（震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）」として、総合防災アプリ「静岡県防災」や県のホームページで公開している。

### 2. 相談体制の整備・情報の充実

本町では、産業建設課を建築相談窓口として、わが家の専門家診断の申し込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じている。なお、建築物の耐震化に係る技術的な相談については県くらし環境部建築住宅局建築安全推進課又は各土木事務所、家具の固定等については地震防災センターや各地域局、契約や金銭上のトラブルについての相談は県民生活センターと連携して対応している。

さらに、県ではホームページ「耐震ナビ」(<http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp>)において、建築物の耐震化に必要な情報を公開している。「耐震ナビ」では、想定される地震や各種補助制度について、設計者や施工者だけでなく、一般の住民にもわかりやすく解説している。

### 3. パンフレット等の作成とその活用

本町では、町広報誌等により、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、県が作成した木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレット『『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！』、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」、耐震改修に踏み出した方の思いを掲載した「きっかけリーフレット」等を活用し町民に周知している。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での3密対策が必要なことから、今後は、地震後に住み慣れた自宅で避難生活を送れるよう、耐震化の必要性を周知していく。また、自宅で避難生活を送るためには、通常より高い耐震性を確保することが望ましいことをあわせて周知していく。

### 4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修の実施に当たっては、リフォーム工事に併せて行うことが費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者、不動産仲介業者などに耐震改修の必要性と補助制度を周知し、住宅のリフォームとあわせた耐震改修の実施を促進する。

## 5. 自主防災組織・地域福祉との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町は、自治会や自主防災組織等と連携して防災知識の普及、防災訓練の実施などの活動を継続して行っている。

## 6. 所有者の状況を踏まえた啓発

### (1) 住宅

耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申し込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを送付している。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、町は県とともに一軒一軒戸別に訪問する「ローラー作戦」を実施している。

今後は、住宅耐震化の周知啓発を効果的に実施するとともに、命を守る対策を総合的に推進していくため、アンケート、DM、戸別訪問等により耐震改修に至っていない理由や世帯の状況等を把握して、各世帯の事情に応じて住み替えや命を守る対策も含めて幅広い対策を提案するなど、きめ細かに対応していく。

### (2) 特定建築物及び緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

特定建築物(大規模建築物を含む)や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の所有者等に対して、必要に応じて個別訪問を実施し、支援制度等を説明しながら耐震化を促している。

特に大規模建築物については、対象建築物を把握できていることから、耐震化に係る阻害要因や要望等について所有者等と意見交換しながら、耐震化に向けた具体的な方策を所有者等とともに検討していく。

## 7. 建築関係団体との連携

建築関係団体の活動を通じたプロジェクト「TOUKAI-0」の啓発、推進及び既存木造住宅等の耐震性能の向上により町民の生命、財産の保護を図ることを目的に、平成15年度に、県内の民間建築団体による静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会(旧静岡県木造住宅耐震化推進協議会)が設立され、住宅・建築物の耐震化を促進している。

今後も、協議会と連携して、町民や事業者への働きかけや町の相談業務を補完するとともに、耐震化の阻害要因となっている課題の解消など新たな促進策を検討していく。

### 【協議会における事業】

- ・住宅・建築物の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・住宅・建築物の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・耐震関連業務の受託
- ・ブロック塀の安全対策や家具等の転倒防止対策の促進
- ・会員の交流及び業務活性化
- ・震後の被災建築物の復旧・復興活動

## 第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1. 町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

本町では、学校、庁舎等公共建築物の耐震性能を公表するとともに、積極的に耐震化に取り組んでいる。

町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）については、耐震性能に係るリストを平成27年10月に公表している。

令和3年4月1日現在において、町有建築物の耐震化率は88.9%（県が想定している南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震（レベル2）に対する耐震化率）である。災害時の拠点となる建築物等重要な施設については、優先して耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）及び耐震診断を実施していく。

表 1-7 町有建築物の耐震性能

（令和3年3月末現在）

建築物の用途※1	最大クラスの地震に対する耐震性能を表わすランク※1				未診断 （解体、 用途廃止 等）	計
	I		II	III		
	Ia	Ib				
(1) 災害時の拠点となる建築物	11棟	33棟	1棟	2棟	2棟	49棟
(2) 多数の者が利用する建築物	4棟	15棟			0棟	19棟
(3) 町営住宅		1棟		1棟	1棟	3棟
(4) その他の主要な建築物		1棟		1棟	0棟	1棟
計	15棟	49棟	1棟	4棟	3棟	72棟
構成割合	20.8%	68.1%	1.4%	4.2%	1.4%	100%
最大クラスの地震に対する耐震化率※2	88.9%					
(参考)建築基準法上の耐震化率※3	90.3%					

※1 南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震（レベル2）に対する耐震性能を表すランクは県が独自に定めたもの（平成30年10月公表資料では「東海地震に対する耐震性能」と表記）

※2 最大クラスの地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランク I

※3 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランク I とランク II

### 2. 本計画の計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。また、耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

# 資料編

1. プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の制度概要

区分		【事業名】概要	対象建築物	補助率		
				国	県	町
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】(木造) 無料の専門家派遣及び耐震診断	昭和56年5月以前	1/2	3/8	1/8
	耐震改修	【木造住宅補強の耐震改修事業(補強計画一体型)】 補強計画と一体的に実施する耐震改修工事に対する助成	昭和56年5月以前 耐震評点1.0未満 を1.0以上に(0.3 ポイント以上向上)	50万円	30万円	20万円
		高齢者のみ世帯への割増助成			10万円	10万円
		高い耐震性を確保する耐震改修工事への割増助成	耐震評点0.7未満 を1.2以上に向上、 ほか		15万円	
ブロック塀	撤去	【ブロック塀等撤去事業】 撤去に対する助成	危険なブロック塀		1/4	1/4
		【ブロック塀等撤去事業(安全な通学路等)】 撤去に対する助成		1/3	1/6	1/6
	改善	【ブロック塀等改善事業(安全で美しいいなみ)】 改善に対する助成(緑化あり)	住宅や事業所等から 避難所、避難地等へ至る私道を除く 経路に面する危険なブロック塀等	1/3	1/6	1/6
		【ブロック塀等改善事業(安全な通学路等)】 改善に対する助成(緑化なし)		1/3	1/6	1/6

区分		【事業名】概要	対象建築物等	補助率		
				国	県	町
対象建築物(沿道) 耐震診断義務付け	補強計画 耐震改修	【要安全確認計画記載建築物の耐震化事業】 補強計画の策定に対する助成	昭和56年5月以前 通行障害建築物に限る	1/2	1/4	1/4
		耐震改修工事に対する助成		2/5	1/5	1/5
対象建築物(大規模) 耐震診断義務付け	耐震改修 建替え	【要緊急安全確認大規模建築物の耐震化事業】 耐震改修工事・建替えに対する助成	昭和56年5月以前 一定の規模・用途のうち中小 企業のホテル・旅館に限る	1/3	11.5%	5.75%



## 2. 木造住宅耐震補強助成事業の補助要件の考え方

木造住宅の耐震補強工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、本県の木造住宅補強助成事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。

3. 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状(令和2年度建築安全推進課調査)

(単位：棟、%) (令和2年3月末現在)

法	特定建築物		計 (①= ②+③)	耐震化率											耐震性有 の 建築物数 (推計値) (④)	耐震化率※ (推計値) (④/①) (%)		
	用途			昭和56 年6月 以降の 建築物 (②)	昭和56 年5月 以前の 建築物 (③)	台帳上 の特定 建築物	解体 (建替 含む)	耐震診 断未実 施建物	耐震診 断実施 建物	耐震 診断実 施率 (%)	耐震 性有	耐震 性無	耐震 改修	未改 修				
(1)災害時の拠点となる建築物 法14条第1号	ア	災害応急 対策全般 の企画立 案、調整等 を行う施設	県庁、市役所、町役 場、警察署、消防 署、郵便局、保健 所、税務署その他こ れらに類する公益 上必要な建築物	330	240	90	124	34	1	89	98.9%	23	66	58	8	321	97.3%	
			公共建築物	309	224	85	119	34	0	85	100.0%	21	64	57	7	302	97.7%	
			民間建築物	21	16	5	5	0	1	4	80.0%	2	2	1	1	19	90.5%	
	イ	住民の避 難所等と して使用さ れる施設	小学校、中学校、中 等教育学校の前期 課程、盲学校、聾学 校若しくは養護学校 等		1,706	712	994	1,077	83	2	992	99.8%	218	774	762	12	1,692	99.2%
				公共建築物	1,611	640	971	1,035	64	0	971	100.0%	217	754	744	10	1,601	99.4%
				民間建築物	95	72	23	42	19	2	21	91.3%	1	20	18	2	91	95.8%
			上記以外の学校		635	322	313	360	47	8	305	97.4%	26	279	263	16	612	96.4%
				公共建築物	390	155	235	263	28	0	235	100.0%	14	221	221	0	390	100.0%
				民間建築物	245	167	78	97	19	8	70	89.7%	12	58	42	16	222	90.6%
			幼稚園		311	218	93	115	22	3	90	96.8%	21	69	65	4	304	97.7%
				公共建築物	83	51	32	34	2	0	32	100.0%	12	20	18	2	81	97.6%
				民間建築物	228	167	61	81	20	3	58	95.1%	9	49	47	2	223	97.8%
			保育所		374	285	89	130	41	5	84	94.4%	27	57	50	7	363	97.1%
				公共建築物	135	76	59	77	18	0	59	100.0%	18	41	38	3	132	97.8%
				民間建築物	239	209	30	53	23	5	25	83.3%	9	16	12	4	231	96.7%
			体育館 (一般公共の用に供 されるもの)		124	83	41	55	14	7	34	82.9%	8	26	17	9	109	87.9%
				公共建築物	102	71	31	44	13	1	30	96.8%	7	23	16	7	94	92.2%
				民間建築物	22	12	10	11	1	6	4	40.0%	1	3	1	2	15	68.2%
	ウ	救急医療 等を行う施設	病院		395	342	53	83	30	11	42	79.2%	10	32	16	16	370	93.7%
				公共建築物	62	53	9	11	2	1	8	88.9%	0	8	8	0	61	98.4%
				民間建築物	333	289	44	72	28	10	34	77.3%	10	24	8	16	309	92.8%
			診療所		80	69	11	18	7	8	3	27.3%	1	2	0	2	72	90.0%
				公共建築物	2	2	0	1	1	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%
				民間建築物	78	67	11	17	6	8	3	27.3%	1	2	0	2	70	89.7%
	エ	災害時要 援護者を 保護、入所 している施設	老人ホーム、身体 障害者福祉ホーム その他これらに類す るもの		551	536	15	28	13	2	13	86.7%	4	9	7	2	547	99.3%
				公共建築物	20	19	1	3	2	0	1	100.0%	0	1	1	0	20	100.0%
				民間建築物	531	517	14	25	11	2	12	85.7%	4	8	6	2	527	99.2%
老人福祉センター、 児童厚生施設、身 体障害者福祉セン ターその他これらに 類するもの				171	153	18	21	3	1	17	94.4%	8	9	9	0	170	99.4%	
			公共建築物	76	60	16	17	1	1	15	93.8%	7	8	8	0	75	98.7%	
			民間建築物	95	93	2	4	2	0	2	100.0%	1	1	1	0	95	100.0%	
オ	交通の拠 点となる施 設	車両の停車場又は 船舶若しくは航空機 の発着場を構成す る建築物で旅客の 乗降又は待合いの 用に供するもの	2	2	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%		
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%		
		民間建築物	2	2	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%		
計(1)			4,679	2,962	1,717	2,011	294	48	1,669	97.2%	346	1,323	1,247	76	4,562	97.5%		
			2,790	1,351	1,439	1,604	165	3	1,436	99.8%	296	1,140	1,111	29	2,758	98.9%		
			1,889	1,611	278	407	129	45	233	83.8%	50	183	136	47	1,804	95.5%		

法	特定建築物 用途	計 (①= ②+③)	昭和56	昭和56	台帳上 の特定 建築物	解体 (建替 含む)	耐震診 断未実 施建物	耐震診 断実施 建物	耐震 診断 実施 率 (%)	耐震 性有	耐震 性無	耐震 改修	未改 修	耐震性有 の 建築物数 (推計値) (④)	耐震化率※ (推計値) (④/①) (%)	
			年6月 以降の 建築物 (②)	年5月 以前の 建築物 (③)												
(2)不 特定多 数の者 が利用 する建 築物 法第14 条第1 号	劇場・観覧場・映画館又は演芸場		37	28	9	17	8	1	8	88.9%	3	5	1	4	32	86.5%
		公共建築物	21	15	6	10	4	0	6	100.0%	3	3	1	2	19	90.5%
		民間建築物	16	13	3	7	4	1	2	66.7%	0	2	0	2	13	81.3%
	集会場		175	126	49	71	22	17	32	65.3%	9	23	16	7	154	88.0%
		公共建築物	85	60	25	35	10	2	23	92.0%	7	16	12	4	79	92.9%
		民間建築物	90	66	24	36	12	15	9	37.5%	2	7	4	3	75	83.3%
	博物館・美術館・図書館又は展示場		49	31	18	19	1	6	12	66.7%	3	9	6	3	41	83.7%
		公共建築物	33	25	8	8	0	0	8	100.0%	2	6	5	1	32	97.0%
		民間建築物	16	6	10	11	1	6	4	40.0%	1	3	1	2	9	56.3%
	百貨店		30	17	13	22	9	1	12	92.3%	1	11	9	2	27	90.0%
		公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
		民間建築物	29	16	13	22	9	1	12	92.3%	1	11	9	2	26	89.7%
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設又 は遊技場		113	87	26	31	5	16	10	38.5%	3	7	1	6	94	83.2%
		公共建築物	14	13	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	0	14	100.0%
		民間建築物	99	74	25	30	5	16	9	36.0%	2	7	1	6	80	80.8%
	公会堂		17	12	5	9	4	1	4	80.0%	3	1	0	1	15	88.2%
		公共建築物	13	9	4	8	4	0	4	100.0%	3	1	0	1	12	92.3%
		民間建築物	4	3	1	1	0	1	0	0.0%	0	0	0	0	3	75.0%
	卸売市場又はマーケットその他の 物品販売業を営む店舗		354	229	125	168	43	99	26	20.8%	3	23	16	7	260	73.4%
		公共建築物	4	1	3	3	0	0	3	100.0%	0	3	3	0	4	100.0%
		民間建築物	350	228	122	165	43	99	23	18.9%	3	20	13	7	256	73.1%
	ホテル又は旅館		963	609	354	450	96	235	119	33.6%	26	93	56	37	741	76.9%
		公共建築物	16	10	6	11	5	2	4	66.7%	1	3	2	1	13	81.3%
		民間建築物	947	599	348	439	91	233	115	33.0%	25	90	54	36	728	76.9%
	自動車車庫その他の自動車又は 自転車の停留又は駐車のための 施設		120	112	8	18	10	5	3	37.5%	1	2	1	1	115	95.8%
		公共建築物	14	14	0	1	1	0	0	0.0%	0	0	0	0	14	100.0%
民間建築物		106	98	8	17	9	5	3	37.5%	1	2	1	1	101	95.3%	
公衆浴場		15	14	1	2	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	14	93.3%	
	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	
	民間建築物	14	13	1	2	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	13	92.9%	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これ らに類するもの		82	50	32	39	7	24	8	25.0%	4	4	1	3	67	81.7%	
	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	
	民間建築物	81	49	32	39	7	24	8	25.0%	4	4	1	3	66	81.5%	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行そ の他これらに類するサービス業を 営む店舗		89	61	28	46	18	3	25	89.3%	2	23	21	2	84	94.4%	
	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	
	民間建築物	89	61	28	46	18	3	25	89.3%	2	23	21	2	84	94.4%	
計(2)		2,044	1,376	668	892	224	409	259	38.8%	58	201	128	73	1,644	80.4%	
	公共建築物	203	150	53	77	24	4	49	92.5%	17	32	23	9	190	93.6%	
	民間建築物	1,841	1,226	615	815	200	405	210	34.1%	41	169	105	64	1,454	79.0%	

特定建築物		計 (①= ②+③)	昭和56 年6月 以降の 建築物 (②)	昭和56 年5月 以前の 建築物 (③)	台帳上 の特定 建築物	解体 (建替 含む)	耐震診 断未実 施建物	耐震診 断実施 建物	耐震 診断 実施 率 (%)	耐震 性有	耐震 性無	耐震 改修	未改 修	耐震性有 の 建築物数 (推計値) (④)	耐震化率※ (推計値) (④/①) (%)	
法	用途															
法 第14 条第1 号	事務所		1,511	1,147	364	488	124	144	220	60.4%	63	157	108	49	1,359	89.9%
		民間建築物	1,511	1,147	364	488	124	144	220	60.4%	63	157	108	49	1,359	89.9%
	工場		1,590	1,280	310	380	70	79	231	74.5%	29	202	170	32	1,488	93.6%
		公共建築物	44	32	12	14	2	1	11	91.7%	2	9	8	1	42	95.5%
		民間建築物	1,546	1,248	298	366	68	78	220	73.8%	27	193	162	31	1,446	93.5%
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄 宿舎又は下宿		4,473	3,163	1,310	1,651	341	311	999	76.3%	785	214	124	90	4,265	95.3%
		公共建築物	1,362	655	707	795	88	46	661	93.5%	590	71	47	24	1,333	97.9%
		民間建築物	3,111	2,508	603	856	253	265	338	56.1%	195	143	77	66	2,932	94.2%
	計(3)		7,574	5,590	1,984	2,519	535	534	1,450	73.1%	877	573	402	171	7,112	93.9%
		公共建築物	1,406	687	719	809	90	47	672	93.5%	592	80	55	25	1,375	97.8%
		民間建築物	6,168	4,903	1,265	1,710	445	487	778	61.5%	285	493	347	146	5,737	93.0%
	小計(1)+(2)+(3)		14,297	9,928	4,369	5,422	1,053	991	3,378	77.3%	1,281	2,097	1,777	320	13,318	93.2%
		公共建築物	4,399	2,188	2,211	2,490	279	54	2,157	97.6%	905	1,252	1,189	63	4,323	98.3%
		民間建築物	9,898	7,740	2,158	2,932	774	937	1,221	56.6%	376	845	588	257	8,995	90.9%

※一部推計を含む

(過去に実施した耐震診断の結果から耐震性有となる割合を求め、その割合を耐震診断未実施件数に掛けて得られた数を耐震性有の建築物に加算して耐震化率を推計)